

## 一般社団法人日本育療学会 会則

第1条（名称） 本会は一般社団法人日本育療学会と称する。

第2条（事務所） 本会の事務所を、京都市東山区今熊野北日吉町 35 番地 京都女子大学発達教育学部滝川国芳研究室に置く。

第3条（目的） 本会は、教育、医療、福祉、家族及び本会の目的に賛同する関係者の一体的な対応によって、病気や障害のある子どもの健全育成を図り、研究・研修を推進しその成果を普及する。

第4条（事業） 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 学術集会の開催及び研究会・研修会の実施
- 2) 学会誌及び図書等の刊行
- 3) 関連団体・機関との連携
- 4) 子どもの教育、医療、福祉等に関する調査研究及び知識の普及
- 5) ホームページ等による情報提供
- 6) その他、本会の目的を達成するのに必要な事業

第5条（会員） 会員の種別は次のとおりとする。

- 1) 正会員は、本会の目的に賛同し、別に定められた会費を納入した個人
- 2) 助会員は、本会の目的に賛同し、別に定められた会費を納入した個人又は団体

第6条（会費） 本会の年会費は次のとおりとする。

- 1) 正会員 7,000 円
- 2) 賛助会員 10,000 円

第7条（役員） 本会に次の役員を置く。

- 1) 理事 7名以上12名以内
  - 2) 監事 2名
2. 理事のうち次のものを理事の互選により役員として置く。
- 1) 理事長 1名
  - 2) 副理事長 2名以内

第8条（選任） 理事は、正会員の中から選任された者とする。また、特に理事長が必要と認めた者を理事として選任することができる。

2. 監事は、正会員の中から選任された者とする。

第9条（職務） 理事長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、予め指名された順位によってその職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき業務を執行する。
4. 監事は会計及び業務を監査する。なお、監事は理事及び事務局員を兼務できない。

第10条（任期）理事及び監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 理事長及び副理事長の任期は2年とし、連続2期を超えてはならない。

第11条（会議）本会の会議は、総会及び理事会とする。

第12条（総会）総会は年1回の開催として、正会員の4分の1以上の出席をもって成立し、事業、予算・決算、監査、役員を選任及び重要事項を審議する。

2. 総会の成立には、書面出席者も含める。

第13条（理事会）理事会は必要に応じて理事長が招集して、理事の半数以上の出席をもって成立し、総会に諮る事項及び業務の執行に関することを審議する。

第14条（事務局）本会の事務を処理するために事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3. 事務局長及び職員の任免は理事会が推薦し、理事長が行う。

4. 本会の目的を達成するため、必要に応じて事務局内に専門委員会を設置する。専門委員会の設置及び委員の選任は理事会で協議し、理事長が委嘱する。

第15条（名誉理事長及び顧問）本会に名誉理事長及び顧問を置くことができる。

2. 名誉理事長は、理事会の推薦により総会で承認を得て理事長が委嘱する。

3. 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

第16条（会計）本会の会計年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

ただし、2019年度については、2019年5月22日から2020年5月31日までとする。

第17条（会則の変更）会則の変更は総会に諮る。

付則 本会則は2019年5月22日から施行する。